

## 前回の本検討会議での議論を踏まえた方針（案）

### 1. 損益外減価償却費等の表示方法について

（方針）

現在、損益計算書に表示されていない損益外減価償却費等の項目について、

（案の1）損益計算書と続ける形の別の計算書「行政コスト等計算書（仮称）」で開示する。

（前回論点の案2を修正）

（案の2）損益計算書の注記として開示する。

- 法人の経営責任の範囲を表示する部分と、国の責任の範囲を表示する部分を明確に区分し、経常利益を法人の経営責任部分と定義付けする。
- 「行政コスト等計算書（仮称）」という名称については、引き続き公認会計士協会と相談しながら検討する。

### 2. 損益計算書の表示区分について

（方針）

原則として、現行の損益計算書の表示区分を継続する。

- ステークホルダーに説明したい情報や開示方法については、大学によって様々であることから、会計基準で様式を固定することにより、逆に各大学の財務情報の独自開示の取組を阻害しないよう、現行の表示区分を継続。
- 決算報告書を区分することで、財源別の財務情報をより分かり易く開示できないかについては、文部科学省において検討し、本検討会議で意見を伺うこととする。
- 現在、各大学で工夫して統合報告書等で公表している表示方法について、事例として提供する。

### 3. 科研費等の表示方法について

（方針）

損益計算書において科研費等の収入・支出額について、開示を行う。なお、預り金の取扱いは変更しない。

- 科研費は大学の研究活動の基盤を支える重要な資金であり、大学の研究活動の実態を表したいという要望が多く大学の大学から寄せられている。また、個人補助であるものの、資金管理は機関に求められており、不正使用があった場合には所属機関に対して返還が求められるなどの実態がある。これらのことから、損益計算書において開示を行う。
- 預り金ということがわかる名称、注記等を行う。
- 制度の変更がない上での継続性の観点や、独法、私学と違いが生じることから、国立大学法人特有の会計処理（表示）として会計基準等への追加を行う。